

徳島県内に事業所を有する中小企業者等の皆さまへ

「魅力ある職場づくり」に向けた制度の導入・見直し（就業規則等の整備）を支援します！

※詳しくは右下のQRコードから！

補助額

最大**20万円** ※原則：補助対象経費総額の1／2

（注）2つ以上の制度を導入又は見直す場合（1つの場合は最大10万円）

補助対象経費

就業規則等の書類作成等を依頼したことで発生した
社会保険労務士等の報酬に係る経費

（補助対象事業となる制度の例） ※補助対象事業となる取組は裏面を参照

■ 出産・育児、介護との両立を支援するための制度導入・見直し

子の看護等休暇の見直し、育児や介護のためのテレワーク導入 等

■ 柔軟な働き方を実現するための制度導入・見直し

「時間単位」の年次有給休暇取得制度や積立休暇制度の導入 等

■ 健康経営を実現するための制度導入・見直し

年次有給休暇の計画的付与制度の導入、新たな特別休暇の導入 等

労働関係法令の基準を上回る制度や
法令で義務付けられていない制度の整備が対象です



（注1）既に法令を上回る取組を行っている場合は、さらに上回る取組を行うことで要件を満たす。法令を上回るか否かは、作成した就業規則の施行日時時点で施行されている法律を基準として判断する。

（注2）法令等の改正に伴い義務化された事項に係る就業規則等の整備は補助対象経費とはしない。
努力義務規定は対象となる。

詳細はこちらから

申請受付期間と申請方法

令和7年**12月19日（金）**まで

①電子申請届出システム、②郵送、③持参のいずれかの方法により、提出ください。



補助対象事業

- ✓ 下表の①～⑫のうち、**2つ以上の取組を行った場合に上限額を10万円から20万円に引上げ。**
- ✓ 取組内容に合わせて、以下の制度区分からあてはまるものを選択して、申請ください。
- ✓ **取組内容の詳細は、各事業者の実情に合わせて決めることが可能。**
- ✓ 補助対象事業にあてはまるか不明の場合は、問合せ先までご相談ください。

1 出産・育児、介護との両立を支援するための制度導入・見直し

① 出産・育児、介護との両立を支援するための制度導入・見直し

2 柔軟な働き方を実現するための制度導入・見直し

② 時間単位の年次有給休暇取得制度や積立休暇制度の導入

③ テレワークの導入

④ フレックスタイム制度や時差出勤、変形労働時間制など柔軟な働き方を実現する制度の導入

3 健康経営を実現するための制度導入・見直し

⑤ 年次有給休暇の計画的付与制度の導入

⑥ リフレッシュ休暇や病気休暇、治療のための通院休暇、慶弔休暇などの特別休暇制度の導入

⑦ 住宅手当、通勤手当、食事手当等の諸手当や、人間ドック受診等への補助などの制度の導入・見直し

⑧ 勤務間インターバル制度の導入

⑨ 年間休日の明記と日数の見直し、週休3日制の導入

4 雇用の安定や多様な働き方を実現するための制度導入・見直し

⑩ 正社員転換制度や高齢者の再雇用制度、短時間・職務限定・勤務地限定などの多様な正社員制度の導入

⑪ 社外副業・兼業の導入

5 従業員の能力向上に向けての人材育成・リスキリングを実現するための制度導入・見直し

⑫ 資格取得支援制度や社外の自己啓発サービスの利用に対する補助などの人材育成に資する制度導入

事業全体の流れ

01

補助金
申請

令和7年

12月19日（金）まで

02

県の審査
交付決定

申請ごとに随時実施

03

補助事業
の実施

令和8年

1月30日（金）まで

04

実績報告

05

補助金
振込

問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県生活環境部労働雇用政策課 労働・働きがい推進担当
電話：088-621-2346
電子メール：roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

